

様式第4号（第11条関係）

基総第2584号

平成28年3月23日

第5区長 山本 拓 様

基山町長 松 田 一 也

### 基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

#### 記

##### 1. 提案の取扱い

2月26日に提案を受けた地点について現地調査を行い、夜間は照度が不足しており防犯上危険な地点であることを確認いたしました。そこで、①地点につきましては、来年度当初に付近の電柱へ共架する形で防犯灯の設置を行ないます。

しかし、②地点につきましては、付近に電柱が無く、新しく防犯灯を設置するにも町道の幅員が狭く車両等の交通の妨げとなる事から、道路敷への防犯灯の設置ができません。このため、隣接の民有地へ設置する必要があり、提案者から地権者に設置の承諾をしていただき、来年度中に提案どおり防犯灯を設置するものとしします。

##### 2. 取扱いの理由

①地点及び②地点に関しては、周辺の灯りが届かず、通学路になっていることもあり防犯・安全上も防犯灯の設置が必要と認められましたので、①地点については付近の電柱へ共架する形で防犯灯を設置し、②地点に関しては、町道の幅員が狭く、道路敷に防犯灯を設置した場合、車両等の交通の妨げとなることから設置することが出来ません。そのため、設置場所につきましては、隣接の民有地が適当であると考えます。